

令和2年4月10日

事業主・担当者各位

大阪府貨物運送健康保険組合

### 4月13日以降の当組合の業務体制について

平素は組合運営に何かとご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者急増に伴い、政府より「緊急事態宣言」が発令され、皆様方におかれましても、対応に大変苦慮されていることと存じます。

これに伴い、厚生労働省より「健保組合の業務遂行に係る基本方針」が発出され、「必要最低限の事務処理を必要最小限の人数で行うこと」とされました。当組合といたしましては、**4月13日(月)から5月1日(金)(予定)**まで、事務所内の職員を半数にして交代勤務を実施させていただきます。

皆様には多大なご不便ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※ 健保事務所窓口での諸手続きの受付は行っておりますが、お急ぎでないお届けにつきましては、郵送で対応いただきますようお願い申し上げます。